

サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブックの改訂について (報告)

令和4年9月

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター
基本戦略第2グループ

「サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック」の改訂

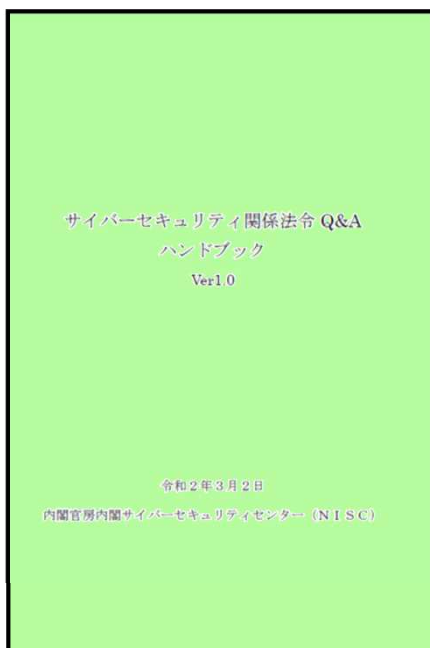
- 「サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック」は、サイバーセキュリティに関連する法令について、最新の内容を網羅的に整理し、それぞれの事項について解説を付したドキュメントとして、2020年3月に策定。
- 策定から2年超が経過したことから、①最新の内容へのアップデート、②企業の法務部門等での活用促進を目的として、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループにおいて改訂の検討を行っており、2022年内に改訂版を公表予定。

<主なトピックス>

1. サイバーセキュリティ基本法関連
2. 会社法関連（内部統制システム等）
3. 個人情報保護法関連
4. 不正競争防止法関連
5. 労働法関連（秘密保持・競業禁止等）
6. 情報通信ネットワーク関連（IoT関連を含む）
7. 契約関連（電子署名、システム開発、クラウド等）
8. 資格等（情報処理安全確保支援士等）
9. その他各論（リバースエンジニアリング、暗号、情報共有等）
10. インシデント対応関連（デジタルフォレンジックを含む）
11. 刑事実体法（サイバー犯罪等）
12. 海外法令（GDPR等）

<主な更新項目（案）>

- サイバーセキュリティインシデント発生時の当局等対応
- 個人情報保護法関連
- テレワークにおけるセキュリティ
- 認証に関する法令について
- データの消去、データが記録された機器・電子媒体の廃棄
- ランサムウェア対応
- インシデント対応における費用負担及びサイバー保険
- 海外サイバーセキュリティ法令



<参考>「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)【抜粋】

4. 4. 2 人材の確保、育成、活躍促進

(1)「DX with Cybersecurity」に必要な人材に係る環境整備

①「プラス・セキュリティ」知識を補充できる環境整備

対策推進に向けた専門人材との協働等に資するよう、法令への理解を深めるツール等の活用促進を図る。

「サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック」Ver2.0の概要

Q	概要
Q1, Q2	サイバーセキュリティに関する基本法として、サイバーセキュリティ基本法における「サイバーセキュリティ」の定義及び同法の概要について
Q3~Q6	会社法を中心に、経営体制の観点から取締役が負う義務(内部統制システム構築義務)や、当該体制が適切であることを担保するための監査や情報開示について
Q7~Q9	企業がサイバーセキュリティインシデントに直面した際に必要となる法的な対応やそれに準ずる対応、その他必要となる措置や関係者について
Q10~Q19	個人情報の保護に関する法律等を中心に、個人データの安全管理措置を軸として様々な論点を解説するとともに、クレジットカード情報、労働者の心身の状態に関する情報、マイナンバーについて
Q20~Q25	不正競争防止法を中心に、営業秘密の保護、限定提供データ、技術的手段の回避行為・無効化行為について
Q26~Q34	労働関係法令を中心に、企業においてサイバーセキュリティ対策を行うに当たっての組織的対策・人的対策について
Q35~Q42	電気通信事業者に対する規律や、IoT機器に関する法的論点、その他重要インフラ分野や関連する諸分野(ドローン、モビリティ等)について
Q43~Q47	契約を軸としつつ、電子署名、データ取引、システム開発、クラウドサービス、サプライチェーンなど、サイバーセキュリティに関わる論点について
Q48~Q51	サイバーセキュリティに関する資格等を対外的に示す法的な仕組み(情報処理安全確保支援士等)や国際規格等
Q52~Q59	その他サイバーセキュリティに関わる各論(リバースエンジニアリング、暗号、輸出管理、情報共有、脅威インテリジェンス、データ消去等)について
Q60~Q69	サイバーセキュリティインシデントに対する事後的な対応等(ランサムウェア対応、デジタル・フォレンジック、サイバー保険等を含む)について
Q70~Q75	サイバーセキュリティに関する紛争が民事訴訟となった場合に留意すべき手続等について
Q76~Q83	サイバーセキュリティに関係する刑事法について
Q84~Q87	わが国の事業者がサイバーセキュリティ対策を行う上で留意すべき主な海外法令や条約等について